

○大田原市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

平成25年2月28日規則第5号

改正

平成28年3月31日規則第15号

令和4年3月31日規則第27号

令和6年3月29日規則第17号

大田原市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)の施行に関し、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成24年政令第286号)及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市長が必要と認める図書等)

第2条 省令第41条第1項の規定により市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合には、当該確認済証の写し
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合には、当該書類
- (3) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類の交付を受けている場合には、当該書類
- (4) 住宅品質確保法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受けている場合にあっては、当該住宅性能評価書の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申請の取下げ)

第3条 低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請を取り下げようとする者は、低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請取下げ届(様式第1号)の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第4条 市長は、低炭素建築物新築等計画の認定の申請又は低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(以下「認定の申請」という。)が法第54条第1項各号に定める基準に適合しないことを認めたとき又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書(同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定(以下「建築基準関係規定」という。)に適合しない旨の通知書に限る。)の交付を受けたときは、認定しない旨の通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出)

第5条 法第54条第2項の規定により低炭素建築物新築等計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの建築主事の審査を受けるよう申出があった場合の審査については、建築基準法第6条第5項の規定を準用する。

2 前項の申出をしようとする者は、省令第41条第1項に定めるもののほか、同項に規定する申請書の副本1通及び添付図書並びに建築基準法第6条第1項に規定する確認の申請書の正本1通及び副本2通(構造計算適合性判定を要する場合にあっては、正本1通及び副本3通)を、市長に提出するものとする。

(報告)

第6条 認定建築主は、法第56条の規定により認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(様式第3号)により市長に報告するものとする。

2 認定建築主は、法第56条の規定により前項の報告以外の報告を求められたと

きは、状況報告書（様式第4号）に必要な図書を添えて市長に報告するものとする。

（適合するかどうかを決定することができない旨の通知）

第7条 市長は、法第53条第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に定める基準に適合するかどうかを決定することができないとき又は同条第4項において準用する建築基準法第18条第14項の規定による通知書（同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨の通知書に限る。）の交付を受けたときは、適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（様式第5号）により、その旨及びその理由を当該申請者に通知するものとする。

（取りやめる旨の届出）

第8条 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書（様式第6号）の正本及び副本に認定通知書（低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた者にあつては変更認定通知書）を添えて市長に届け出なければならない。

（改善命令）

第9条 法第57条に基づく改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第7号）により行うものとする。

（取消しの通知）

第10条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定を取り消す旨の通知書（様式第8号）によりその旨を認定建築主に通知するものとする。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年12月4日から適用する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第27号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和6年3月29日規則第17号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。